

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.7.3 第 189 回国会第 28 号

7 月 3 日（金）、第 28 回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）（証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度等の創設について）

- ・上川法務大臣、山谷国務大臣（国家公安委員会委員長）、平内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

階 猛君（民主）

- ・司法取引により恩典を与える根拠が刑事訴訟法第 248 条に基づき犯罪後の状況を評価して行われることにあるのならば、自己の犯罪の解明こそ司法取引の対象とすべきであると考えますが、今回の制度に自己負罪型が含まれないのはなぜか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・司法取引において利益誘導による供述の証拠能力を否定した判例と異なり、恩典を与えても虚偽供述がなされない理由として罰則を挙げているが、むしろ安易に虚偽供述を行ってその後は罰則があることで虚偽の供述を維持し続けるため、証拠能力は低くなると思うが、なぜ司法取引で得られた供述に証拠能力を認めることとするのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・司法取引によって得られた供述に証拠能力を与えても、えん罪事件を増やさないと断言できるのか、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。

山 尾 志桜里君（民主）

- ・昨年 9 月法務局通信ネットワークシステムのサーバに外部から不正なアクセスがあったことが判明した問題について、外部に流出した可能性のある情報にはインターネット人権相談窓口で受け付けた相談者等に関する情報も含まれるのか、また、原因を特定し対策を講じたのか、法務省に伺いたい。
- ・本法案の合意制度は、合意により得られた供述に基づいて起訴することを必ずしも想定しておらず、一般的な情報収集を目的として行うことも可能なのか、伺いたい。
- ・合意の段階では合意後にどのような供述が得られるかわからず、裏付け捜査をどの程度行うべきかのルールもないまま、合意により得られた供述を基に起訴するかどうかの裁量を検察官に与えて、検察官は職責を果たせるのか、法務大臣に伺いたい。また、警察としては合意の時点でどの程度まで裏付け捜査を行うことを想定しているのか、国家公安委員会委員長に伺いたい。

- ・協議の結果、合意に至らなかった場合に、刑事免責制度を利用して協議の段階で得られた供述の内容を証言させることも可能なのか、伺いたい。

柚 木 道 義君（民主）

- ・神戸連続児童殺傷事件の加害者である元少年 A が手記を出版したことに議論が起きていることを受けて、重大事件の加害者の手記の出版が、犯罪の抑止、被告人の矯正や再犯防止等に及ぼす影響等について研究を行うことや、米国における「サムの子法」と同様の立法について議論する必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・司法取引においては、えん罪の防止等のため、その協議・合意の過程の可視化が必要であると考えますが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・他人の罪を密告して自らの罪を軽減させる制度は、国民の理解を得ることは難しいと考えるが、この制度が国民の感覚に合致したものであると考えているのか、法務大臣及び国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・虚偽供述の罰則が真実を語ることを妨げる足かせとなり、えん罪を生み出す可能性を高めるのではないかと国民の不安に対する説明を、法務大臣及び国家公安委員会委員長に伺いたい。

井 出 庸 生君（維新）

- ・司法取引は、端的にいうと小を捨てて大を取る、つまり、小さな犯罪への処罰を捨てても、大きな犯罪を解明するためのもので、これまで検察の訴追裁量権で行われてきたことを制度化する本質的な変更にあたると思うが、司法取引の導入の意義について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・裁判所が最も知りたいのは合意制度の手続で最も重要な協議の過程についてであり、去る 1 日の当委員会でも参考人から協議過程の記録化の必要性が指摘されている

が、公判で協議過程を具体的に立証するよう求められた場合に検察はどのような手段をとるのか、伺いたい。

- ・司法取引により得られた供述を基に他の者が逮捕されても起訴されなければ、裁判所に合意内容書面は提出されず供述の信用性が判断される機会もないが、このようなことが起こり得るのは本制度の欠陥だと考えるが、これについての見解を伺いたい。

重 徳 和 彦君（維新）

- ・今回の司法取引の導入に当たっては、自己負罪型の導入を見送ったが、現行法の下でも自己負罪型の司法取引のような訴追裁量権の行使がされていることがあり、また、事案の解明への協力の面では自己負罪型も制度としてなじむという考えもあるので、捜査協力型ではなく、自己負罪型から導入するという選択肢もあると考えるが、見解を伺いたい。
- ・協議・合意における供述の経過を記録し、虚偽供述か否かの判定をしやすくするために可視化が必要であると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・現行の公益通報者保護制度には、情報漏えいによって通報者が不利益を被ることや、行政機関に対する通報に当たって要件を満たすことが難しい場合があるといった問題があることから、安心して通報できる第三者窓口を設けたり、情報漏えい及びこれに基づく不利益な取扱いを厳罰化したりする必要があると考えるが、消費者庁の見解を伺いたい。

清 水 忠 史君（共産）

- ・えん罪事件である東電OL殺人事件の捜査において、警察が被告人と同居していた外国人に対し、不法残留者であることを知りながら仕事を紹介し、捜査協力費を支払って、被告人に不利な供述を求めたことは、新聞等に記載されている事柄であるにもかかわらず、これが事実であることを認めようとする警察・検察の体質に鑑み、新たに導入される司法取引を警察・検察に任せることが相当かについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・司法警察員が、検察官の個別の授権の範囲内で、被疑者に合意の内容を提示し、かつ、供述を求めることができるのであれば、司法取引の協議を司法警察員が行うのと実質的に同様であり、司法警察員に訴追裁量権を与える結果になると考えるが、見解を伺いたい。
- ・警察庁長官が、記者会見において、特定の暴力団への対策について、死刑や無期懲役という量刑に言及した上で、新たな捜査手法を使いこなせるようになれば大きな意味があると述べていることから、今後、警察が、訴追裁量権があるかのように捜査を進めるのではないかと危惧を抱いているが、そのようにならないよう、どのよ

うに担保されるか、法務大臣に伺いたい。

上 西 小百合君（無）

- ・平成19年8月に名古屋市で会社員女性が殺害された闇サイト殺人事件の主犯格であった男の死刑が本年6月25日に執行されたが、上川法務大臣就任後初となる死刑を執行した理由について、伺いたい。
- ・司法取引の導入により、虚偽供述による他人の巻き込みが生じる可能性があるとの意見に対して、法務大臣は弁護人を関与させることで防ぐことができる旨の答弁をしていたが、本当にそれだけで引き込みの危険を防ぐことができるのか、伺いたい。
- ・取調官が、被疑者ときちんと向き合うことに成功すれば、他人からの情報提供がなくとも重大事件を解明できるはずで、司法取引を制度化するのではなく、取調べ技術の向上等の方策によって対応していくことができるのではないかと考えるが、見解を伺いたい。